

## 優良請負事業マーク付与認定制度のご案内

### 優良請負事業マーク付与認定制度とは

#### (1) あらまし

「優良請負事業マーク付与認定申請制度」(以下、「優良マーク制度」という。)は、請負事業(主に、営業系、販売促進系、物流系、作業系等の請負事業を対象とします。)を行っている事業者のうち、雇用管理の改善、コンプライアンス、労働者の保護を重んじた請負体制の充実を図っている事業者を、当センターが、優良請負事業者として認定し、優良請負事業マークを付与する制度です。

#### (2) 目的

優良マーク制度では、申請者のうち、「請負ガイドライン」に基づいて、所定の審査方法及び審査基準により、当該基準を満たすと判断した事業者に対し、優良請負事業マークを付与することとしています。

優良マーク制度の目的は、優良請負事業者を認定し、公表することによって、

- ①請負事業における雇用管理の改善及びコンプライアンスを推進する
- ②請負事業の適正な業務運営に資する
- ③請負事業の業界の健全な発展に寄与する

ものとし、以て、労働者の福祉向上及び発注者の事業運営の質的改善につなげることとしています。

#### (3) 優良請負事業マークを取得するメリット

優良マーク制度は、偽装請負(業務請負として契約がなされているが、その実態は労働者派遣であるものをいう。)を行う事業者でなく、当該企業が、請負ガイドラインを満たす請負業者であることを認定するものですが、これは、すなわち、労働者の福祉の向上をめざして、法令で定める基準を超えて安全衛生、従業員の雇用継続、能力開発、処遇改善等の雇用管理の改善にかかわる社内対策の充実を図ることにより、企業の社会的責任を果たそうとしている企業であることを認定するものです。したがって、優良請負事業マークを付与されることで、企業の社会的評価が高まり、長期的には企業の発展がもたらされます。

#### (4) 発注者の方へ

優良請負事業マークを付与された事業者は、発注者からみると、コンプライアンスに優れ、生産性が高い事業者ですから、発注者の方は、優良請負事業マーク付与認定の有無を指標として請負事業者を選ぶことが可能です。そして、優良請負事業マークのある請負業

者を取引先の選別基準として用いることで、良い請負業者をすぐ見つけ出せます。

**(注) 請負ガイドライン について**

請負ガイドラインは、厚生労働省が発表した、請負事業の雇用管理の改善及び適正化に向けて作成し発表した諸資料(※)に基づいて、それらに営業系、販売促進系、物流系、作業系等の請負事業に共通する、雇用管理の改善及びコンプライアンスの推進について事業主が講じなければならない諸要素をいろいろ加味して作られています。

- ※ 「平成21年度 製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の推進事業報告書」、  
「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に向けた取組について」、  
「製造業の請負事業の適正化及び雇用管理の改善に関する研究会報告書」  
「ゆ優良人材ビジネス事業者育成推進事業報告書」、等の各資料をいう。

**(6) 請負事業者の目標としての優良請負事業マーク**

優良マーク制度では、請負事業における適正な雇用管理及びコンプライアンスを推進するために、請負事業者が目標とすべき水準として審査基準を設定し、当該基準を達成している事業者が認定を受けることができます。

したがって、多くの請負事業者が、優良請負事業マーク付与認定を申請することを目標として励んでいただくことで、業界の信用が高まり、健全な発展が促されます。

なお、優良マーク付与認定基準に達していない事業者でも、認定に必要な改善事項を指摘して、それが改善された場合は、認定を受けることができますから、優良マークの取得を、雇用管理改善及びコンプライアンスの目標としてご利用ください。

## 2 新たに申請をお考えの方へ

### 1. 優良請負事業マーク付与認定申請制度の基本的考え方

優良マーク制度は、申請事業者について、その者が雇用管理が適正であるか、雇用管理の改善に努めているか、コンプライアンスを行っているか、コンプライアンスの推進に努めているか、請負サービスの向上に寄与しているか、サービス向上に努めているか、等を認定することを主たる目的としています。

そのため、基本的考え方は次のとおりです。

- ① 申請者は、過去に労働関係法令に違反したことがないことは必ずしも必要としませんが、申請時点においては労働関係法令を順守していることを前提とします。
- ② 審査項目は、労働関係法令及び昭和 61 年労働省告示第 37 号（労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示）に定める内容より広範になっているが、優良マーク制度は法令の遵守状況を審査する制度ではないため、優良請負事業マークを付与認定された請負業者が、法令違反をしていないことを保証するものではありません。
- ③ 審査では、申請企業が請負事業においてガイドラインに即した雇用管理及びコンプライアンスを行うことへの強い意欲と能力を持っているかどうかを、判断します。
- ④ 優良マーク制度は、事業規模、財務体力等に関わらず、取得が可能です。

雇用管理の改善は、事業規模及び財務力の大きな企業が有利であることは言うまでもありませんが、審査においては、事業規模に応じた諸対策を講じているかどうか、を判断します。ただし、事業継続が、認定日から 1 年以上の間、継続して行われる程度の財務力を有していることは、審査基準に含まれます。

### 2. 申請者が満たすべき要件

優良マーク制度は、申請者が関係法令のすべてを遵守していることを保証するものではなく、また、申請事業者が過去に関係法令に違反したことがないことを認定付与の条件とするものでもありません。しかしながら、優良マーク制度の趣旨に鑑み、次の 4 つのすべてを満たす必要があります。

- ① 申請者は、請負事業及び労働者派遣事業に関する諸法令を遵守し、労働者の雇用管理の改善及びコンプライアンスに最大限の配慮をすることを誓約する者であること
- ② 申請者は、労働保険及び社会保険に関する諸法令に基づいて、労働者を全部加入させるよう努めることを誓約する者であること
- ③ 申請者（法人にあつては役員を含む。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第 6 条各号（個人にあつては第 1 号から第 5 号まで）のいずれにも該当せず、同法第 36 条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第 6 条第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを誓約する者であること

- ④ 申請者は、過去 3 年間に於いて請負業務を適切に遂行してきたこと、及び将来に亘って請負業務を適切に遂行することを誓約する者であること

### 3. 認定の対象

認定の対象は、営業系、販売促進系、物流系、作業系の請負事業者です。（製造請負事業者については、別に、優良請適正事業者であることを認定する制度が作られているので、除外します。）

当該請負事業が、発注者の事業所内で行われるかどうかは、問いません。

認定の単位は、「企業」とします。その理由は、雇用管理の改善及びコンプライアンスは、企業を総括する事業者が責任を負っており、優良請負事業マーク付与認定は、企業全体を対象にした方が効果的且つ効率的と考えられるためです。ただし、審査に当たっては、本社だけでなく、主要な事業所についても同時に調査を行って、結果の正確性を期することにしております。なお、複数の事業所でその実態が大きく異なる場合には、事業所を選定する際に考慮させていただきます。

### 4. 審査基準

審査基準は、請負ガイドラインに基づき、次の 3 点に主眼を置いております。

- ① 労働者保護の観点から、雇用管理がおおむね適正であると認められ、且つ、雇用管理の改善に努めていること。
- ② 企業の社会的責任を重視する観点から、コンプライアンスがおおむね適正であると認められ、且つ、コンプライアンスの推進に努めていること。
- ③ 企業経営がおおむね健全であると認められ、且つ、業界の発展に貢献するよう努めていること

### 5. 審査方法

審査は、次の 2 つの方法で行います。

#### ① 書類審査

申請書及び添付書類（個別に追加で提出された資料を含む。）を使います。

#### ② 実地調査

実地調査は、申請者が本拠としている事業所（本社）及び、当該申請者が運営している請負事業所（1 か所以上）を、審査委員会が指名した調査員が訪問して行います。

#### ③ 総合判定

①及び②の結果を、審査委員会において総合的に検討を行った上、優良請負事業マーク付与認定の是非が判断されます。

### 6. 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定を取得した日から起算して 3 年間です。

また、有効期間が満了した事業者に対して、認定更新の審査を行います。更新時の審査方法は、別に定めております。

## ※ 優良請負事業マーク付与認定に係る審査委員会

優良マーク制度の公正を確保するため、雇用管理センター内に、「優良請負事業マーク付与認定に係る審査委員会」が設置されております。

### 7. 審査の手順

○ 審査は、次のプロセスで行います。

- ① 申請書類の提出
- ② 書類審査
- ③ 実地調査
- ④ 中間審査
- ⑤ 指摘事項、追加資料の提出等の通知
- ⑥ 指摘事項に対する回答書及び追加提出資料の提出
- ⑦ 最終審査

合格基準：申請要件チェックシートに掲げる項目のうち、必須項目を含めて、全項目の60%以上を満たしていることを、合格の最低基準とする。

- ⑧ 「優良請負事業者マーク使用許諾書」の発行
- ⑨ 審査結果の公表

○ 申請書類

申請者は、次に掲げる①～⑤書類を提出してください。

- ① 申請書類チェック表
- ② 申請書（様式第1号をダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出ください。

（注）申請書には、（ア）～（ヒ）を記入するものとする。

- （ア） 資本金、従業員数（正規・非正規）
- （イ） 企業名、代表者名、事業所名、所在地、担当者
- （ウ） 事業内容、
- （エ） 業績・財務情報、

（注）派遣元の場合→直近事業年度3年間のうち、最終利益が連続して赤字となる事業年度がないこと

- （オ） 沿革（請負事業の開始日）
- （カ） 申請の目的、認定対象期間
- （キ） 企業理念・経営方針
- （ク） 雇用管理についての方針
- （ケ） コンプライアンス
- （コ） 過去3年間における法令違反、行政指導の有無（有の場合は、その後に行われた業務改善・違反絶滅への取組み状況）
- （サ） 上記カ～クの方針の社内外への明示及び労働者への周知徹底の方法

- (シ) 情報セキュリティ
  - (ス) リスク管理体制
  - (セ) 雇用契約（労働条件、及びその明示）
  - (ソ) 労働保険の加入状況（労災保険は100%加入。雇用保険はほぼ100%加入。）
  - (タ) 社会保険の加入状況（ほぼ100%加入）
  - (チ) 研修体制、職業訓練、自己啓発支援制度
  - (ツ) キャリアパスの明示、キャリアアップ・キャリアコンサルティングに関する体制
  - (テ) 職業能力の評価及び処遇への考慮
  - (ト) 安全・品質・納期・コストに対する意識等の向上活動
  - (ナ) 定年・高齢者の雇用継続・再雇用の体制
  - (ニ) 請負体制（発注者の指揮命令の有無）
  - (ヌ) 事業所責任者の配置
  - (ネ) 工程管理等責任者の配置
  - (ノ) 安全衛生に関する社内体制
  - (ハ) 苦情処理体制、再発防止策の状況
  - (ヒ) その他
- ③ 申請要件チェックシート  
（様式第1号をダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出ください。）
- ④ 宣誓書  
（様式第3号～第7号をダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出ください。）
- (ア) 雇用管理の改善及びコンプライアンスについて
  - (イ) 労働保険及び社会保険への加入について
  - (ウ) 請負と労働者派遣の区別について（請負事業に従事する労働者が発注者から指揮命令を受けていないこと）
  - (エ) 申請者（法人にあつては役員を含む。）は、労働者派遣法第6条各号（個人にあつては第1号から第5号まで）のいずれにも該当せず、同法第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第6条第1号から第4号までのいずれにも該当しないことについて
  - (オ) 申請者は、過去3年間において請負業務を適切に遂行してきており、今後においても請負業務を適切に遂行することについて
- ⑤ 添付書類  
申請書には、次の文書を添付してください。
- (ア) 会社案内・又は会社の事業内容掲載したパンフレット
  - (イ) 登記簿謄本（申請日前3か月以内に発行したもの）
  - (ウ) 定款、寄付行為又はこれに準じる書類

- (エ) 貸借対照表(写) (直近事業年度)
- (オ) 損益計算書(写) (直近事業年度)
- (カ) 株主資本等変動計算書(写) (直近事業年度)
- (キ) 預貯金の残高証明書(写)等、所有している資本の額を証明する書類
- (ク) 納税証明書 (直近事業年度) (写)
- (ケ) 法人税又は所得税の納税証明書 (直近事業年度) の(写)
- (コ) 雇用保険適用事業所設置届の事業主控 (写)
- (サ) 雇用保険被保険者資格取得届の事業主控(写)

#### 8. 申請・審査費用について

申請事業者は、申請書を審査委員会事務局に提出する際に、所定の審査料を雇用管理センターに納入しなければならない。

審査料⇒ 初回審査は、30万円、更新時審査は、15万円

(注) 当分の間、審査料は無料とします。

#### 9. 審査委員会の開催及び決定

- (ア) 審査委員会は、原則として、申請書を受理した日の翌日から起算して45日以内に、書類審査を行うものとする。書類審査においては、主に、申請書及びチェックシートの内容が審査基準を満たしているかどうか、を審査する。
- (イ) 審査委員会は、各申請者につき、実地調査を行う対象事業所（本社及び請負事業の現場である事業所）を決めるとともに、当該対象事業所の調査員を指名する。
- (ウ) 調査員は、指名を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、対象事業所を訪問調査し、実地調査結果報告書（乙様式第1号）を作成して審査委員会に提出する。
- (エ) 審査委員会は、書類審査及び実地調査の結果に基づき、次の①～③のいずれに該当するか、を判定する。なお、①の場合は、条件を付けないものとする。

- ① 優良請負事業マーク付与を認定する
- ② 審査を継続する
- ③ 不認定とする

#### (オ) 指摘事項の通知

「②審査を継続する」と判定した場合は、申請者に対し、指摘事項を文書で通知する。当該文書には、認定基準を満たすために必要とされる事項及び追加提出を求める添付書類等について具体的に掲げるとともに、その回答期限を記載する。

#### (カ) 再審査

継続した申請者については、その後の審査委員会において、再審査を行う。

#### 【審査委員会設置規程（抜粋）】

- ・審査委員会は、優良マーク制度の企画及び実施に関するすべての事柄について、決定

権を有するものとする。

- ・ 審査委員会に、請負事業に精通した専門家等からなる審査委員（5人以内）を置く。
- ・ 審査委員の互選により委員長を選任し、委員長は審査委員会の審議を総括する。

#### 10. 審査結果の公表等

優良請負事業マーク付与を認定された申請事業者に対して、雇用管理センターは、認定証を付与する。また、雇用管理センターホームページ上で、当該事業者名を公表する。

(以上)

#### ※ 追加すべき事項

- 1 優良請負事業マーク使用手引き（p マーク参考）
- 2 申請事項の変更について（様式）



# 審査基準

## 1 書類審査の審査基準

書類審査では、申請書及び添付書類により、次の観点に重点を置いて、各要件充足の有無を判断するものとする。「書類審査のチェックリスト」を参照。

- ① 事業者の状況
- ② 事業の経営状態
- ③ 請負事業の基盤
- ④ 雇用管理及びコンプライアンスの状況
- ⑤ 雇用管理の改善及びコンプライアンスへの取り組み及びその周知方法
- ⑥ 法令違反。行政指導の有無等
- ⑦ 労働者保護についての実状及び会社方針
  - ・法令遵守と社会的責任の遂行を実現し、社会に貢献できる企業としての基盤を有しているか否か
  - ・法令の順守を前提とした上で、請負体制の充実化と雇用管理の改善を実行できるか
  - ・労働保険及び社会保険の加入、安全衛生体制の確立、適正な雇用契約、請負契約の満了時、中途解約時における労働者の再就職や雇用維持のための配慮、
  - ・トラブル、労災発生時の対応の仕組み、など

## 2 実地調査

書類審査で特に問題がないと思われる申請者に対し、その本社及び請負事業所（1か所以上）を、調査員が実地に調査する。

実地審査は、「調査票」に基づき、申請者又はその代理人への面接ヒアリング及び事業所視察を実施する。実地調査の期間は、原則として1日以内とする。

実地調査の主眼は、請負事業の実態を目で見て把握するとともに、書類審査で判ったことと齟齬する点がないかを調べ、また、雇用管理及びコンプライアンスについての事業主の意見等を聴取する。

## 3 総合判定

(ア) 審査委員会は、書類審査及び実地調査の結果を総合的に検討して、各申請者に対し、次の①～③のいずれに該当するかを判定する。なお、①の場合は、条件を付けないものとする。

- ① 優良請負事業マーク付与を認定する
- ② 審査を継続する
- ③ 不認定とする

(イ) 指摘事項の通知

「②審査を継続する」と判定した場合は、申請者に対し、指摘事項を文書で通知する。当該文書には、認定基準を満たすために必要とされる事項及び追加提出を求める添付書類等について具体的に掲げるとともに、その回答期限を記載する。

(ウ) 再審査

継続した申請者については、その後の審査委員会において、再審査を行う。